

地域防災力の向上にかかる 取り組みについて

【浸水想定区域及び土砂災害（特別）
警戒区域について（区域指定除く）】

令和6年5月
総務部 危機・防災対策課

【目次】

- 1 浸水想定区域及び土砂災害(特別)
警戒区域とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁
- 2 当該区域における対策(情報提供)・・・・・・4～5頁
- 3 避難確保計画に基づく訓練の実施・・・・・・6～8頁

1 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域とは

浸水想定区域とは

・水防法に基づき指定される区域であり、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

土砂災害（特別）警戒区域とは

・土砂災害防止法に基づき指定される区域であり、**土砂災害警戒区域**、**土砂災害特別警戒区域**の2つがあります。

・**土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）**とは、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として指定された区域

・**土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）**とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、住宅等の新規立地の抑制等を目的として指定された区域

2 当該区域における対策について

●防災カルテやハザードマップによる情報提供（平常時）

①大津市防災カルテ（令和5年2月更新）

- ・大津市防災アセスメント調査結果を基にして、災害時に必要な情報を身近な地域（学区）ごとに作成し、各学区の特徴と防災上の注意点、及び防災関連情報（災害危険箇所、避難所等）を図示したもの。

②大津市ハザードマップ（令和4年3月に全戸配布を実施）

- ・土砂災害のおそれがある地域（土砂災害（特別）警戒区域等）や、琵琶湖、大戸川、中小河川等により浸水する可能性のある地域（浸水想定区域等）、及び避難所などの情報を図示したもの。なお、土砂災害（特別）警戒区域の調査、指定は県が随時実施しており、調査後の公示を受けハザードマップに反映している。

2 当該区域における対策について

●避難行動の契機となる情報を提供（避難情報）

（スマホ等によるプッシュ型の危険情報等の提供）

大津市防災ナビでは、

◎避難情報や地震情報等の防災情報をプッシュ通知

◎土砂災害の危険性が高まっているエリアにいるユーザーに対し、注意喚起 をプッシュ通知でお知らせします。

□テレビ・ラジオ・広報車

□メール配信システム・防災アプリ・エリアメール

□SNS（Facebook・X（旧Twitter）・LINE・・・）

□災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板



3 避難確保計画に基づく訓練の実施

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者施設において、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられました。

要配慮者施設とは・・・

社会福祉施設、学校や医療施設など、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

避難確保計画とは・・・

水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画

3 避難確保計画に基づく訓練の実施

大津市の現状は・・・

計画

年度	対象施設数	提出数	割合
令和4	235	235	100%
令和5	244	244	100%

近年は対象全施設が計画提出

訓練実施

年度	対象施設数	提出数	割合
令和4	235	186	79. 1%
令和5	244	196	80. 3%

訓練実施は全体の約80%
(課題)

県内市町と比較しても計画、訓練実施届の提出率は非常に高い！
その理由は次のスライドに

3 避難確保計画に基づく訓練の実施

新規対象施設への取組

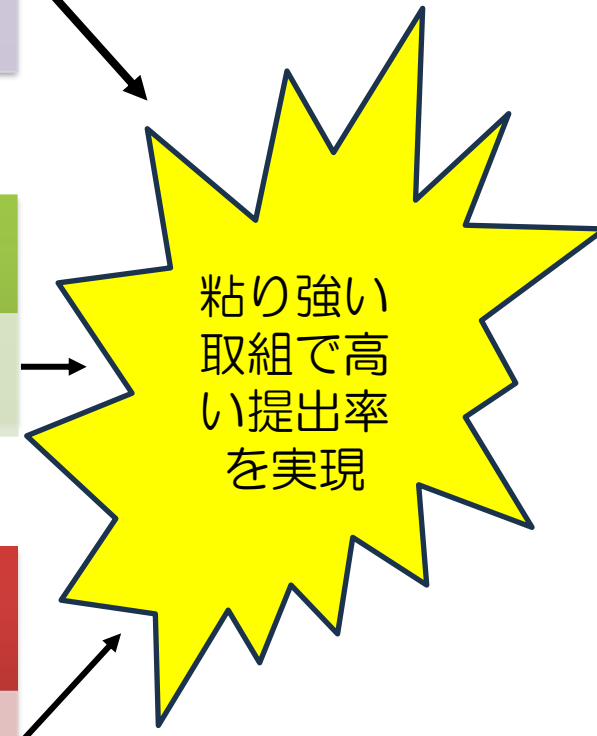
前年度末に確定したハザードに属する新規対象施設へ計画の作成と訓練実施および訓練実施届提出の依頼文を発出

訓練実施届未提出施設への取組

年度途中に訓練届未提出施設を洗い出し、該当施設に対し、訓練の実施および実施届を提出するよう指示

計画および訓練実施届未提出施設への取組

前段二度のアプローチをしてもなおリアクションの無い施設に対し、直接的なアプローチを実施し、計画作成、訓練実施届の提出を促す



粘り強い
取組で高
い提出率
を実現